

関係団体からのご意見の概要とその対応等について

番号	課題項目	ご意見の概要	対応等
1	高齢者	第4章3 「(2) 高齢者虐待の防止と権利擁護体制の整備」 「(3) 地域における介護サービスの充実」 という項目があり、とりわけ(2)の中に地域包括支援センターについての記述があるのですから、本来は人権とは直接関係ないのかもしれませんが、せつかく富山県には「とやま地域包括ケアシステム」といった、医療、介護、県民・事業者など地域ぐるみで高齢者を支えるすばらしいシステムがありますので、改めてその取り組みも記載してはいかがでしょうか。（その中の「官民連携した生活支援・見守り体制づくり」の事業者の取り組みについて、虐待の防止・早期発見への取り組みおよび、犯罪、特殊詐欺、悪質商法等の被害防止の取り組みが明記されています。） また、更にその実践団体の数を増やすための取り組みをしていることを記載してはいかがでしょうか。	ご指摘を踏まえ、第4章3(2)に「とやま地域包括ケアシステム」に関する記述を追加しました。
2	高齢者	59P 第4章3(3)地域における介護サービスの充実 高齢者の自立した生活を支えることができるよう、地域に密着した在宅サービスを中心に、多様な介護サービスの充実を図ります。例えば、年齢や障害の有無に関わらず支援が必要な人をケアする富山型デイサービス※49 の促進や認知症高齢者グループホーム※50 などの地域密着型サービスの計画的整備により、こどもたち等との異世代交流や住み慣れた地域でのきめ細やかなケアを推進します。 地域密着型サービス「認知症高齢者のグループホーム」の計画的整備は異世代交流にはつながらないと思われまます。 人権に配慮したケアの方法、「パーソンセンタードケアの普及」などかかげてはいかがでしょうかと思います。	ご指摘を踏まえ、第4章3(3)を「異世代交流」については、富山型デイサービスに係る記述として修正し、「パーソンセンタードケア」に関する記述を追加しました。
3	同和問題（部落差別）	具体的に起こっていることを踏まえ、今も部落差別はなくなっていないということを周知し、なくす努力をしていくことを方針として明確にすることが、非常に大切ではないか。	ご指摘を踏まえ、第2章2(7)に身元調査や問合せ事案について追記しました。取り組みの方向については、第4章に記載しております。
4	外国人	35P（育成就労のくだり）「…創設された」とあるが、法律の施行はまだ先なので「…創設されることとなりました」等としてはどうか。	ご指摘を踏まえ、第2章2(9)中、「…創設された」を「…創設されることとなりました」に修正しました。
5	外国人	35P（外国人犯罪のくだり）「増長」よりも「助長」とした方がいいかもしれない。（もともと当センターからの意見で「増長」としたものが）	ご指摘を踏まえ、第2章2(9)中、「増長」を「助長」に修正しました。

番号	課題項目	ご意見の概要	対応等
6	性的指向、ジェンダーアイデンティティ	<p>第2章2(12)、第4章12(2) 何らか「性的指向・ジェンダーアイデンティティに係る児童生徒全般」という言葉が使われていますが、何を指しているか分かりにくいように思います。</p> <p>「悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害（性別不合）に係る児童生徒だけでなく、性的指向・ジェンダーアイデンティティに係る児童生徒全般に共通するものです。」という一文の意図は、性同一性障害（性別不合）の児童生徒だけではなく、同性愛者や両性愛者、無性愛者の悩みや不安も受け止める必要がある、ということによかったでしょうか。</p> <p>その場合、例えば「性的指向・ジェンダーアイデンティティに係る悩みを持つ児童生徒」、あるいは「性的マイノリティの児童生徒」のような表現の方が適切かもしれません。</p> <p>（性的指向やジェンダーアイデンティティはすべての人にあるものですし、それに係る児童生徒という表現をすると、全ての児童生徒を指すことになり、この項目で強調したい点とは異なるかと思われる）</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第2章2(12)中、「性的指向・性自認に係る児童生徒全般」を「いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般」に修正しました。</p>
7	性的指向、ジェンダーアイデンティティ	<p>第4章12(1) 啓発だけでなく支援体制の整備も行うとすることは、とても良いことだと考えます。今苦しい状態にある人の苦しさを取り除くためには、相談を受けたり支援をしたりする体制が必要になります。すでに他の自治体で相談を請け負っている団体等とのつながりもありますので、体制整備の際には協力ができればと考えております。</p> <p>また、支援体制の整備の際には、相談窓口だけでなく、居場所づくりなどもご検討ください。</p>	<p>いただきましたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
8	性的指向、ジェンダーアイデンティティ	<p>第4章12(4) 計画の文言修正等の意見ではないのですが、利便性の向上を考える際に宣誓方法や宣誓する場所についても検討できると良いかと思えます。</p> <p>現在は、平日に県庁に行き宣誓する形となっているかと思いますが、平日に時間を作ることや県庁まで行くことが難しい人もいます。オンラインでの宣誓や、各市町村での宣誓を行えるようにすることもありうるかと思われます。</p>	<p>本人による宣誓の意思を確認するため、県職員の面前で行う運用としておりますが、いただきましたご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>
9	人権教育	<p>第1回懇話会資料5 1 学校における人権教育 (5)教育委員会における相談体制や教職員研修等の充実 ②教職員に対する研修などの充実</p> <p>人権教育とは具体的にどのような内容なのでしょう か。 それには合理的配慮の内容も含まれているのでしょうか？ 保護者の方々から何うお話の内容の中には、合理的配慮がぬけているのではないかと思われる内容もあります。</p> <p>多様化の中で、教育現場は、とても大変なことはお察ししますが、そんな中でも、できることをチームで考えることができるような意味のある研修をお願いしたいと思います。</p>	<p>人権教育は「自分の大切さや他の人の大切を認めること」ができるようになること等を目標とし、学校の教育活動全体で行っております。学習活動や生徒指導、特別支援教育等の充実等を重点として取り組んでおり、合理的配慮に関する内容も含まれております。県教育委員会では、「人権教育指導のために」を作成し県内の公立学校に配付しており、研修等に活用するなど、教職員の人権感覚を磨くとともに、人権教育の目標達成に努めております。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

番号	課題項目	ご意見の概要	対応等
10	人権教育	<p>第1回懇話会資料9 (4)障害のある人</p> <p>基本計画への記載内容に含まれるのかもしれませんが、現在、学校でタブレット端末の使用を少しずつ進めておられるとは思いますが、他県から見るととても遅れていると耳にします。そういうことが原因で不登校になっているお子さんも多くいらっしゃるようです。合理的配慮という意味でもなるべく早く体制づくりをお願いします。</p>	<p>タブレット端末については、小中学校、県立学校に1人1台で整備されております。</p> <p>タブレット端末の利用については、各市町村で利用するルールが違っていることや学年・教科等による使用頻度の違いによって、生徒のタブレット端末の使用感に違いが生じるとは存じますが、効果的な使用が大切であると考えております。</p> <p>このため、タブレット端末の効果的な使用について、小中学校教員の研修等で周知に努めております。</p> <p>合理的配慮に関するタブレット端末等の活用については、教員用テキストやリーフレット等で周知に努めている。</p>
11	県民一般に対する人権啓発	<p>第3章5②マスメディアや民間アイデアの積極的な啓発</p> <p>若年層のみならず最近では「SNS」をはじめとするスマートフォンの視聴が主流となりつつあるので、「SNS」を使った啓発についても言及すべきで、実際にそのような取組みは必要だと思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第3章5②に「SNS」を追加しました。</p>